

環境アセスメントに係るお知らせ

令和5年7月12日

川崎市環境影響評価に関する条例第8条の5第2項の規定に基づき、**等々力緑地再編整備・運営等事業**に係る環境配慮計画見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「環境配慮計画見解書」とは、環境配慮計画書に対して提出された市民等からの意見書についての環境配慮計画策定者（事業者）の見解を記載した図書です。

環境配慮計画見解書の基本的事項	環境配慮計画策定者	名称：川崎市 代表者：川崎市長 福田 紀彦 所在地：川崎市川崎区宮本町1番地
	事業計画の名称	等々力緑地再編整備・運営等事業
	事業計画の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第1種行為）
	事業を実施する区域	等々力緑地（川崎市中原区等々力1番ほか） 約43.5ha
	事業計画の目的	「等々力緑地再編整備実施計画」（令和4(2022)年2月改定）に示す「等々力緑地の目指すべき将来像」を実現し、公園緑地の新たな価値向上を図り、等々力緑地を日常的に賑わう地域の核となる空間とする。
縦覧のお知らせ	事業計画の問合せ先	川崎市建設緑政局 富士見・等々力再編整備室 〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町12番1川崎駅前タワーリパークビル17階 電話：044-200-2408 FAX：044-200-3973
	縦覧期間	令和5年7月12日（水）から令和5年7月26日（水）まで
	縦覧場所及び時間	中原区役所（5階）・環境局環境対策部環境評価課（市役所第3庁舎15階） 午前8時30分～午後5時（7月12日は正午から）。 土・日曜・祝日を除く。
	ホームページ	ホームページから環境配慮計画見解書の閲覧ができます。   https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0.html
	縦覧手続の問合せ先	川崎市環境局環境対策部環境評価課 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話：044-200-2156 FAX：044-200-3921